

長崎県後期高齢者医療広域連合臨時職員の任用、勤務条件
等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、臨時職員の任用及び勤務時間、賃金その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において臨時職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定又はその他の法令の規定に基づき臨時的に任用される者をいう。

(任用)

第3条 連合長は、各課長の任用内申に基づき、その職務内容、期間、職場の実態を考慮し、業務遂行上臨時職員の配置が必要と認められるときは、臨時職員を任用することができる。

(任用期間)

第4条 臨時職員の任用期間は、地方公務員法第22条第5項に規定する期間とし、同項に定めるところにより更新することができる。

2 連合長は、先に臨時職員であった者について、前の任用期間満了後、連合長が定める期間を経過したときは、これを再度任用することができる。

(任用通知書)

第5条 連合長は、臨時職員を任用（第4条の規定により再度任用するときを含む。）するときは、臨時職員任用通知書（様式第1号）を交付するものとする。

(退職等)

第6条 臨時職員は、その任用期間が満了したとき又は死亡したときは、別に通知することなく退職するものとする。

2 臨時職員は、任用期間の中途において退職しようとするときは、退職しようとする日の少なくとも2週間前までに課長を経て連合長に退職願を提出しなければならない。

3 連合長は、臨時職員が次の各号の何れかに該当する場合においては、30日前に解職の予告をし、又は30日分の平均賃金を支給して解職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 事務又は事業の運営上、任用を継続する必要がなくなった場合

4 連合長は、臨時職員が次の各号の何れかに該当する場合においては、前項の解職の予告等を行うことなく免職することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(2) 公務員たるにふさわしくない非行のあった場合

(勤務時間等)

第7条 臨時職員の勤務時間は、職務内容等を考慮して、連合長が定める。

2 臨時職員の始業及び終業の時刻については、前項各号の勤務

時間に応じて、連合長が定める。

(休憩時間)

第 8 条 臨時職員の休憩時間については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 34 条の規定に基づき、連合長が職務内容等を考慮して定める。

(休息时间)

第 9 条 臨時職員の休息时间については、連合長が職務内容等を考慮して定める。

(週休日)

第 10 条 臨時職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）については、連合長が職務内容等を考慮して定める。

(時間外勤務等)

第 11 条 課長は、公務のため特に必要があるときは、正規の勤務時間を超えて勤務させ、又は週休日若しくは休日に勤務させることができる。

2 課長は、前項の規定により週休日に勤務を命じたときは、正規の勤務日に週休日を振り替えることができる。

(年次有給休暇)

第 12 条 臨時職員には、労働基準法第 39 条及び労働基準法施行規則第 24 条の 3 の規定等に基づいて年次有給休暇を付与するものとする。

2 年次有給休暇は 1 日単位で付与するものとする。ただし、1 日について定められている勤務時間が 6 時間以上と定められている臨時職員については、半日単位で付与することができる。

3 第 1 項の年次有給休暇を受けようとする臨時職員は、あらか

じめ課長にその旨を届け出なければならない。

(年次有給休暇以外の休暇)

第13条 連合長は、次の各号に掲げる場合、臨時職員に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を付与するものとする。

- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である女性の臨時職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (4) 女性の臨時職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の臨時職員が就業を申し出た場合において、医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (5) 女性の臨時職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (6) 生後1年に達しない子を育てる女性である臨時職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき 1日2回（1日の勤務時間が4時間以下と定められている者については1回）それぞれ30分以内の時間
- (7) 妊娠中又は出産後1年以内の女性である臨時職員が母子保

健法（昭和40年法律第141号）に規定する健康診査等を受けるため勤務に服することができない場合 必要とされる時間（妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数））

(8) 妊娠中の女性である臨時職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき 必要と認められる期間

(9) 前各号に掲げるもののほか、連合長が特に必要と認めるとき 必要と認められる期間

2 前項の休暇（前項第3号及び第4号の休暇を除く。）を受けようとする臨時職員は、課長の承認を受けなければならない。

（賃金）

第14条 臨時職員の賃金は日額賃金とし、勤務した日数に応じて支給する。

2 前項の賃金の額は、連合長が職務内容等を考慮して定める。

3 年次有給休暇により勤務しない場合を除き、臨時職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの賃金を減額する。

4 臨時職員が第11条第1項の規定に基づき、正規の勤務時間を超えて勤務し、若しくは週休日に勤務した場合又は第11条第2項の規定により振り替えた週休日に勤務した場合には、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの賃金を支給する。この場

合において、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間を超える場合又は週休日に勤務した場合若しくは振り替えた週休日に勤務した場合には、正規職員の例により算出した額の割増賃金を支給する。

- 5 賃金は、勤務した日の属する月分を翌月の10日までに支給する。この場合、臨時職員の申し出により、口座振込により支給することができる。

(旅費)

第15条 臨時職員が公務のため旅行するときは、正規職員の例により旅費を支給する。

(通勤手当)

第16条 連合長が定める臨時職員に対して、連合長が定める額の通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の支給日及び支給方法については、第14条第5項の規定を準用する。

(安全衛生)

第17条 連合長は、法令の定めるところにより、職場の安全衛生のため必要な措置を行い、臨時職員の安全と健康を確保するよう努めるものとする。

- 2 臨時職員は、公務災害を防止するため必要な事項を守るほか、連合長その他関係者が実施する公務災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第18条 臨時職員が公務上又は通勤途上に負傷し、又は疾病にかかった場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補

償等に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第14号）の定めるところにより補償を行うものとする。

（雇用保険及び社会保険）

第19条 臨時職員の雇用保険及び社会保険については、それぞれ雇用保険法（昭和29年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

（日々雇用臨時職員）

第20条 日々雇用する臨時職員の任用及び勤務時間、賃金その他の勤務条件については、任命権者が別に定める。

（地方公務員法等の適用）

第21条 前各条に定めるもののほか、臨時職員の任用、服務その他の身分取り扱いについては、地方公務員法の規定によるものとする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、臨時職員の勤務条件等について必要な事項は、課長が連合長と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。